

社会福祉法人光陽会定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

(ア) 障害福祉サービス事業の経営

(イ) 相談支援事業の経営

(ウ) 障害者就業・生活支援センター（生活支援等）事業の経営

(エ) 生計困難者に対する相談支援事業

(オ) 地域活動支援センターⅢ型事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人光陽会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、地域における生活困窮者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を宮崎県西都市大字清水793番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、職員1名、外部委員1名の合計3名で構

成する。

- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、該当者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員1名が出席し、かつ、外部委員1名が賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
 - 3 評議員は、第5条に定める定数が足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任した者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第8条 評議員の報酬は、無報酬とする。

第3章 評議員会

(構成)

- 第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二人がこれに署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上9名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち1名を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会で定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第21条 理事及び監事の報酬は、無報酬とする。

(責任限定契約)

第22条 理事(理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でない者に限る。)、監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法

律第113条第1項第2号で定める額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(職員)

第23条 この法人に職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、これに署名し、又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産及び公益事業用財産、

収益事業用財産の四種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 西都市大字清水 7 9 3 番地所在の鉄骨造瓦葺平屋建
清水台通所センター 1 棟 (3 2 7. 7 0 平方メートル)
- (2) 西都市大字清水 7 9 3 番地所在の木造瓦葺平屋建
多目的訓練交流館 1 棟 (7 2. 9 6 平方メートル)
- (3) 西都市大字清水 7 9 3 番地所在の木造瓦葺平屋建
作業所 1 棟 (4 5. 6 0 平方メートル)
- (4) 西都市大字清水 7 9 3 番地所在の木造瓦葺平屋建
作業所 1 棟 (1 5 0. 5 0 平方メートル)
- (5) 西都市大字鹿野田字中村 8 6 2 4 番 1 (グループホームかのだ壹番館敷地土地
7 0 9. 3 2 平方メートル) 8 6 2 5 番 1 (同土地 2 0. 2 0 平方メートル)
- (6) 西都市大字清水 7 9 3 番地所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建
休憩所 1 棟 (4 9. 2 5 平方メートル)
- (7) 西都市大字鹿野田 8 6 2 4 番地 1 所在の木造瓦葺平屋建
グループホームかのだ壹番館 1 棟 (1 8 0. 9 6 平方メートル)
- (8) 西都市大字清水 7 9 3 番地所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建
作業所 1 棟 (1 8 2. 9 1 平方メートル)
- (9) 西都市大字鹿野田 8 6 2 4 番地 1 所在の木造瓦葺 2 階建
グループホームかのだ二番館 1 棟 (1 9 9. 3 0 平方メートル)
- (10) 西都市大字清水字坂本 1 1 7 2 番 1 (清水台スマイル館敷地土地 1 2 1 4. 4
9 平方メートル) 1 1 7 3 番 (同土地 1 2 1 2 平方メートル)
- (11) 西都市大字清水字宮川 1 1 0 0 番 1 (グループホーム清水野の花ホーム敷地土
地 5 7 3 平方メートル) 1 1 0 0 番 3 (同土地 1 3 9 平方メートル)
- (12) 西都市大字清水 1 1 7 3 番地所在の鉄骨造瓦葺平屋建
作業所清水台スマイル館 1 棟 (6 2 8. 5 0 平方メートル)
- (13) 西都市大字清水字宮川 1 1 0 0 番地 1 所在の木造合金メッキ鋼板葺平屋建
グループホーム清水野の花ホーム 1 棟 (1 9 3. 3 6 平方メートル)
- (14) 西都市大字岡富字上中嶋 1 0 0 2 番 1 (レストランここっとキッチン敷地土地
8 6 4. 2 6 平方メートル) 1 0 0 3 番 1 (同土地 3 8 8. 0 0 平方メートル)
1 0 0 4 番 1 (同土地 1 0 2 0. 3 8 平方メートル)
- (15) 西都市大字岡富字上中嶋 1 0 0 2 番地 1、1 0 0 4 番地 1 所在の鉄骨・木造鋼
板・合金メッキ鋼板葺平屋建レストランここっとキッチン 1 棟 (2 4 3. 1 4
平方メートル)
- (16) 西都市大字岡富字上中嶋 1 0 0 2 番地 1、1 0 0 4 番地 1 所在の木造合金メッ
キ鋼板葺平屋建店舗きよまある 1 棟 (1 6 8. 5 0 平方メートル)
- (17) 西都市大字岡富字上中嶋 1 0 0 2 番地 1、1 0 0 4 番地 1 所在の鉄骨造亜鉛メ
ッキ鋼板葺平屋建倉庫 1 棟 (1 6. 2 0 平方メートル)

3 その他財産は、基本財産と公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第 3 8 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産と

する。

- 5 収益事業用財産は、第39条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 6 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、宮崎県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、宮崎県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。また、これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類
(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数三分の二以上の同意がなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第37条 この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第38条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 日中一時支援事業

(2) 障害者就業・生活支援センター（雇用安定等）事業の経営

2 前項の事業に関する重要な事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

第8章 収益を目的とする事業

(種別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

(1) 賃貸アパートの経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第40条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第9章 解 散

(解散)

第41条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第43条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、宮崎県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を宮崎県知事に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、社会福祉法人光陽会の掲示場に掲示するとともに、官報新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 杉田公利

理 事 鹿嶋 和

〃	鶴田曜三
〃	宮本 優
〃	橋口定幸
〃	加行仁司
〃	松下恵子
監 事	黒木康郎
〃	芝 宏繁

附 則 1

この定款は、平成16年3月2日から施行する。

(第1条、第18条一部改正)

附 則 2

この定款は、平成18年4月1日から施行する。

(第2条、第7条、第9条、第14条、第18条、第19条一部改正)

附 則 3

この定款は、平成19年8月6日から施行する。

(第4章 第18条改正、第5章 第27条、28条追加)

附 則 4

この定款は、平成20年11月13日から施行する。

(第1条、第5条、第13条、第18条、第33条一部改正)

附 則 5

この定款は、平成22年4月1日から施行する。

(第1条一部改正)

附 則 6

この定款は、平成22年8月16日から施行する。

(第5条、第13条一部改正)

附 則 7

この定款は、平成23年3月19日から施行する。

(第18条一部改正)

附 則 8

この定款は、平成24年4月1日から施行する。

(第1条一部改正)

附 則 9

この定款は、平成24年5月25日から施行する。

(第18条一部改正)

附 則10

この定款は、平成25年5月28日から施行する。

(第18条一部改正)

附 則11

この定款は、平成26年5月27日から施行する。

(第18条一部改正)

附 則12

この定款は、平成27年7月21日から施行する。

(第1条、 第27条一部改正)

附 則13

この定款は、平成28年6月1日から施行する。

(第7条一部改正)

附 則14

この定款は、平成28年8月1日から施行する。

(第18条一部改正)

附 則15

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則16

この定款は、平成29年7月1日から施行する。

(第8章追加)

附 則17

この定款は、平成30年8月22日から施行する。

(第29条一部改正)

附 則18

この定款は、平成31年4月1日から施行する。

(第1条一部改正)